

## 抗原定性検査キットの配布事業について

### 1 国、県の状況

国は、県等に対して、新型コロナウイルス（オミクロン株）感染者の急増による医療提供体制のひっ迫に対応するため、薬事承認された抗原定性検査キットを、重症化リスクの低いと考えられる有症状者に診療・検査医療機関の受診に代えて配布する体制の整備等を要請するとともに、当該検査キットを無償譲渡する旨を通知（令和4年7月25日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）。

県は、検査キットによる検査結果が陽性になった者のフォローアップ体制を構築するとともに、必要な検査キットを各市町の協力のもと、各市町の住民に配布し活用することを検討（令和4年7月28日付け県新型コロナ対策担当部長通知）。

### 2 市の状況

市内においても急激な感染拡大により、感染者、濃厚接触者は急増し、市内医療機関では、新型コロナウイルス感染症を疑う患者が急増している。

また、国が濃厚接触者の取扱いを変更したことや、県の無料検査が有症状者や濃厚接触者を対象外としていることなどから、市販の検査キット（医療用）の需要は高まっている。このような中、市内保育所等から、検査キットの購入ができない旨の相談があるなど、市内における在庫不足の状況が確認されている。今後もこの状況は継続するものと考えられ、その確保が課題である。

### 3 事業の目的及び概要

新型コロナウイルス（オミクロン株）による感染が拡大している状況において、医療提供体制のひっ迫を回避するとともに、医療、介護、保育等の従事者が濃厚接触者となった場合、市民生活の維持、安定等の観点から、国通知に基づき、早期に職場へ復帰できるよう、必要に応じて抗原定性検査キットの配布を行う。

なお、検査キットの配布は、市内薬局等において検査キットの在庫が不足し、購入が困難な状況かつ事業所において在庫がない場合に行うものとする。

### 4 配布の対象となる検査

(1) 新型コロナウイルス（オミクロン株）感染の疑いのある有症状の市民で、重症化リスクが低いと考えられる者が、医療機関の受診の代わりに行う抗原定性検査

(2) 市民又は市内に所在する事業所等の従事者が、国通知に基づき、濃厚接触者の待機期間を短縮するために行う抗原定性検査

医療、介護、保育等の従事者

感染者と最後に接種した日を0日とし、0日目から3日目に行う検査

## 5 検査キットの配布方法（申請者及び配布数）

- (1) 有症状者が医療機関受診の代わりに行う抗原定性検査は、検査を行う本人の申請により1回分の検査キットを配布する。
- (2) 濃厚接触者の待機期間短縮のための抗原定性検査は、下記に記載した事業所等の代表者の申請により、配布の対象となる検査の回数を上限として配布を行う。

### ①医療機関

②幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育事業所、認可外保育施設、企業主導型保育事業所及び発達支援事業所

③小学校、放課後児童クラブ、中学校、高等学校、高等専修学校及び大学等

④介護老人保健施設、特別養護老人ホーム、認知症高齢者グループホーム、有料老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、障害者支援施設、障害者グループホームその他介護保険適用施設並びに介護保険法（平成9年法律第123号）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）における通所系及び訪問系サービス提供施設をいう。

## 6 検査後の対応

検査の結果、陽性となった者に対して、医療機関の受診を促す。また、結果が陰性の場合、健康観察を継続するとともに、濃厚接触者にあっては国が定める待機期間中の不要不急の外出を控えるように求める。

なお、県が、患者自らが「発生届」作成に必要な情報について登録を行うシステムを構築した場合は、その手続きを促す。

## 7 事業開始

この事業は、令和4年8月5日(金)から実施する。

## 8 実施期間

令和4年8月5日から令和5年3月31日までとする。

ただし、オミクロン株による感染が収束したと国等が判断した場合は、終了とする。